

## 「みやざきの文化」魅力発信業務委託仕様書

### 1 業務名

「みやざきの文化」魅力発信業務

### 2 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 3 業務目的

文化は生きる喜びや人ととのつながりなどをもたらし、生活を豊かにするものである。本県では様々な文化振興事業を実施しているが、令和 7 年度には宮崎国際音楽祭及び若山牧水賞が、ともに第 30 回を迎えたことから、本県にこのような文化資源があることを改めて認識してもらうとともに、これらの分野を含め、県民がより一層文化に親しむことを推進するもの。

### 4 委託業務の内容

#### （1）動画広告の制作

- ・文化は親しみにくいものではなく、身近で誰もが気軽に楽しめるものであるというポジティブな認識を持ってもらい、文化活動への参加や文化施設への訪問等へのきっかけとなるような内容とすること。
- ・県民をターゲットとし、15 秒程度の動画を作成すること。
- ・動画において知事からのメッセージを入れること。又は動画に知事が出演する形をとること。
- ・「宮崎国際音楽祭」、「若山牧水賞」について内容に含むこと。
- ・動画は完成前に県の承認を得ることとし、電子データで県に納品する。

#### （2）テレビ CM の放映及び SNS 等での広告

- ・（1）で制作した動画について、テレビでのスポット CM 及び SNS 広告を行うこと。
- ・放映及び広告の期間：2 月下旬頃から 3 月末頃
- ・テレビ CM は、県内民放 2 局の両局において放映することとし、回数、時間帯等については、企画提案とする。
- ・SNS 広告の配信媒体、回数、ターゲット等については企画提案とする。

【例】YouTube 広告、Netflix 広告、Instagram 広告、Facebook 広告等

#### （3）広告の効果測定について

広告期間終了後は広告視聴情報を集計し、その結果とともに今後の改善点や評価を盛り込んだレポートを県に提出すること。

## 5 業務成果の報告及び納品等

「4 委託業務の内容」の記載に基づいて納品等を行うとともに、全業務完了後は、業務の成果に関する報告書をとりまとめの上、令和8年3月31日までに提出すること。

## 6 業務成果の帰属等

- (1) 本業務により受託事業者が制作した動画等の広告素材の成果物に関する所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイトやSNS等に隨時使用、複製するほか、全部又は一部を他の動画等の素材として使用できるものとする。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託事業者が負うこと。
- (3) 著作権については、契約書の規定もあわせて確認し、遵守すること。

## 7 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者（以下「責任者」という。）を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 責任者は、県と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、県と緊密な連携・調整を図るとともに、受託事業者の業務遂行管理を行うこと。
- (3) 受託事業者は、責任者を変更する際には、県の承認を受けること。
- (4) 契約金額には、委託業務に係る必要な経費一切を含むものとするが、やむを得ず県の負担が想定される場合には、その役割分担を企画提案時に明示すること。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案協議により委託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (6) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (7) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (8) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。